



平成 19 年 5 月 16 日

各 位

会社名：森永乳業株式会社
代表者名：取締役社長 古川 紘一
(コード番号 2264 東証・大証各第一部)
問合せ先
執行役員広報 I R 部長 間瀬 俊博
TEL(03)3798-0126

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 19 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、第 84 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです（その詳細については、下記 2.「本プラン導入の目的」以下をご参照下さい。）。

(1) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記 3.(1)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記 3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記 3.(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様へその判断の概要などの情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

2. 本プラン導入の目的

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、大正 6 年(1917 年)に乳製品の製造販売を主たる事業目的として創業しました。以来、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」を企業理念とし、牛乳、乳製品、アイスクリーム、飲料、その他の食品を製造、販売する食品企業として「安全で、安心な、よりよい商品をお客さまにお届けすること」を使命としております。

当社の歴史は、日本の食卓に牛乳や育児用粉乳などの新しい食習慣を登場させてきたフードテクノロジーの進歩とともにあゆみを重ねています。1961 年に発売した「クリープ」は、欧米人の嗜好品であったコーヒーマ、紅茶の日本の食習慣への定着に大きく貢献しました。また、原料の段階から完全な無菌状態で製造することで、「新鮮なおいしさ」と「長期保存」という相反するテーマを一度に解決した LL（ロングライフ）技術の開発や、抵抗力、免疫力が強い母乳で育った赤ちゃんの腸内研究から生まれたビフィズス菌入りヨーグルト「森永ビヒダスヨーグルト」を発売するなど、「新しい食文化を生み出してお客さまの健康に貢献すること」、「豊かな社会づくりに貢献できる企業になる

こと」をめざして研究開発に取り組んでいます。

また、当社は、食品企業として安全で高品質な商品を提供し、人々の健康に寄与することによって社会的な信頼を得ています。そこで、当社では、安心、高品質、安全、法律・規則の遵守、正しい情報提供、危機管理システムなどを当社グループの行動規範として定め、お客さまにこれを約束することで、これまで培ってきた企業文化である「お客さま第一主義」を継承し、お客さまの健康と豊かな生活に貢献できる企業をめざし、信用とブランドの一層の確立に努めています。

このように、当社の企業価値の源泉は、創業以来、「乳」の優れた力を最大限に活用することを中心に、つねに新しい「おいしさ」と「健康」を生み出してきた商品開発力と、牛乳のおいしさや機能をフルにいかした高品質で安全・安心な食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。

21世紀に入り、人びとの嗜好や豊かさも日々変化しています。こうした中で、当社では「おいしいをデザインする」をスローガンに、食だけでなく、生活のすべてを通じておいしさ、楽しさ、健康を創造していく企業を目指してまいります。

これを実現すべく、当社は、2006年11月に、2007年度を開始年度とする3ヵ年の中期経営計画を発表しました。この中期経営計画のもとに当社は、売上拡大分野、利益率改善分野ごとの事業戦略を明確化し、乳飲料/ティー、ヨーグルト、デザート、チーズ、冷菓といった売上拡大分野における差別化商品の開発・育成や、機能素材、流動食、宅配および業務用食品における顧客の拡大、ローコストオペレーションの実現、資産圧縮と財務体質の改善などを重点課題として取り組んでまいります。また、現在取り組んでいるラクトフェリン（抗菌作用や免疫力を高める機能を有する多機能たんぱく質）、ビフィズス菌「BB536」（整腸作用、高齢者におけるインフルエンザ予防作用、花粉症改善作用）、アロエ有効成分（肌状態改善効果、血糖値改善作用、内臓脂肪蓄積抑制作用）などの基礎研究を商品開発に活かしてまいります。これらによって、かかる中期経営計画の最終年度である2009年度に連結経常利益200億円を達成することを目標としております（詳細については当社ホームページ「中期経営計画の概要（2007～2009年度）」をご参照ください）。

(2) コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、2003年6月より、コーポレート・ガバナンスを強化するための体制として執行役員制度を採用し、経営の意思決定を行う取締役と業務執行を行う執行役員との役割分担を明確にしてきました。一方で、上記中期経営計画（2007～2009年度）を確実に達成するために、取締役と執行部門が一体となって重要経営課題に取り組むこととし、取締役も業務執行に参画する担当役員制を、2007年4月より採用することとしました。これに伴い、従来の執行役員会に代え、担当役員（取締役）と執行役員を主な構成員とする経営会議を設置しました。本体制への移行後も、取締役会を経営の最高意思決定機関、経営会議を業務執行上の協議・諮問機関として、それぞれを独立した機関とし、相

互牽制機能を働かせることで、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を確保していきます。

(3) 本プラン導入の必要性

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。また、当社は、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、昨今、対象となる会社の取締役会の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために必要な買付者等との交渉が不当に制限されるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。なお、平成 19 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別添「大株主の状況」のとおりです。また、当社は、現時点において、具体的な買収の提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁵ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁸ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として 60 日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長 60 日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもつ

て行うことができるものとします。)(以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を

問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等が必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様

の手續によるものとします。)

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(1)「本プランに係る手續」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(1)「本プランに係る手續」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

記

- (a) 上記(1)「本プランに係る手續」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手續を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付

け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な研究・商品開発体制若しくは生産・販売・品質管理体制を支える当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです(本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式⁹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記(i)②項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹⁰、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹¹、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹²（以下、(I)ないし(VI)に該当

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 11 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 11 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(4) 本プランの導入手続

本プランの導入については、以下のとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

① 会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、当社定款第 14 条に、「当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設し、また、当社定款第 5 条所定の発行可能株式総数を 4 億 8 千万株から 7 億 2 千万株に変更するとの内容を含む定款変更議案を、本定時株主総会に付議する予定です。なお、本プラン導入のための定款の一部変更議案の詳細については、本日付で別途開示しております「定款一部変更に関する

るお知らせ」をご参照ください。

- ② 上記①につき本定時株主総会においてご承認を得られることを条件として、①による変更後の当社定款第14条に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランの導入当初の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い社外有識者3名から構成されます(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです。)

実際に買付等がなされる場合には、上記(1)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

上記(4)「本プランの導入手続」②の株主総会による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間(以下「有効期間」といいます。)は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(4)「本プランの導入手続」②の本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記 3.(4)「本プランの導入手続」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、上記 3.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記 3.(5)「独立委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.(1)「本プランに係る手続」(d)及び上記 3.(2)「本新株予約権の無

償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記 3.(1)「本プランに係る手続」(c)②にて記載したとおり、買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 3.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則としてその有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名

義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(1)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の

手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- 3) 上記 1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理

的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記 2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 カ月間から 3 カ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項 2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
 - ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。
- 2) 上記 1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第 8 条第 5 項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記 1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認め

た場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び 4)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記 1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 19 年 5 月 16 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ 本プランの廃止

⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。

- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

橋本 晃明（はしもと てるあき）

略歴 昭和 1 8 年生まれ
昭和 4 1 年 4 月 三井物産株式会社 入社
平成 元年 5 月 東洋水産株式会社 入社
平成 7 年 6 月 東洋水産株式会社 代表取締役社長
平成 1 5 年 7 月 株式会社三友小網（現三井食品株式会社）
代表取締役会長
平成 1 8 年 1 0 月 三井物産株式会社 顧問（現在に至る）

白土 種治（しらと たねじ）

略歴 昭和 1 5 年生まれ
昭和 3 9 年 4 月 日産自動車株式会社 入社
昭和 4 6 年 9 月 ニューヨーク大学大学院経営学修士（MBA）
昭和 4 6 年 1 1 月 ヒート・マーウィック・ミッチェル（現 KPMG）入社
昭和 4 7 年 8 月 米国公認会計士
昭和 5 0 年 1 2 月 大蔵省（現金融庁）より外国公認会計士認可
昭和 5 5 年 4 月 白土外国公認会計士事務所開設（現在に至る）

末吉 亙（すえよし わたる）

略歴 昭和 3 1 年生まれ
昭和 5 8 年 4 月 弁護士登録、森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
平成 2 年 1 月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）
パートナー
平成 1 9 年 4 月 末吉綜合法律事務所開設（現在に至る）

以上

大株主の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在

順位	株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
1	森永製菓株式会社	26,248	10.37
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,865	6.26
3	株式会社みずほ銀行	12,431	4.91
4	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	11,941	4.71
5	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4)	8,602	3.39
6	株式会社みずほコーポレート銀行	7,303	2.88
7	株式会社三菱東京UFJ銀行	6,942	2.74
8	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井アセット信託銀行再信託分・(株)三井住友 銀行退職給付信託口)	6,644	2.62
9	三菱UFJ信託銀行株式会社	4,617	1.82
10	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・ インターナショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	3,929	1.55